

数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第18、議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第34号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成21年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月16日、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、組織の見直し、地方自治法の一部改正及び地区の再編に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、行財政改革の一環として組織を見直すとのことであるが、どのようなメリット、効果を期待しているのかとの質疑がなされ、水道事業所長からは、今までは給水設備工事が終了すれば水道事業所で検査をし、排水設備工事が終了すれば建設課で検査をしていたが、今後は給水設備工事、排水設備工事の検査を同時にすることができ、市民の負担も軽減できる。給配水管工事と下水道工事の連携をこれまで以上に密にできる。料金の未納対策においても、これまで以上に協力して取り組んでいけるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、統合した場合の事務所はどこになるのか。また、それぞれの事業の会計についてはどのように取り扱うのかとの質疑がなされ、水道事業所長からは、事務所は現在の水道事業所になる。会計については従来どおり、水道事業は公営企業法適用、下水道事業及び農

業集落排水事業は公営企業法非適用の特別会計となるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、行革の一環として、水道事業と公共下水道事業、農業集落排水事業を統合して効率化を図りたいということであり、その効果も期待できることから本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入することに伴い、関係条例について所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、再任用職員とはどのような職員か。また、再任用職員の採用、給与の格付の決定はどの機関がするのかとの質疑がなされ、総務課職員主査からは、身分としては正規の職員で、勤務形態としては週40時間の通常勤務と週16時間から32時間までの範囲での短時間勤務とがある。再任用職員の採用等については、長井市職員の再任用に関する条例によって対応したいと考えているが、具体的な見通しはない。今後、年金支給開始年齢の引き上げ等に伴って、再任用を希望する職員の増加が想定されるが、まずは条例を制定して、運用等については今後検討するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、再任用制度における雇用責任はどうなるのか。雇用が義務化されるのか、それとも制度をつくっただけでよいということなのかとの質疑がなされ、総務課職員主査からは、再任用に当たっては、勤務成績などに基づいて判断し決定することになる。したがって、必ずしも希望者のすべてを雇用しなければならないものではないと理解しているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、再任用制度は、将来、市民サービスの向上にもつながるものと想定されることから、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 国に対する労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、置賜地域労働組合総連合、議長、渡辺豊氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、最近の厚生労働省の発表によれば、この3月末までに全国で12万5,000人も派遣労働者など不安定な雇用形態にある非正規雇用労働者が契約解除や雇いどめに直面している。これは、アメリカ発の世界金融不安による急激な景気の悪化を直接の原因としているが、労働者派遣を歯どめなしに拡大し、雇用の調整弁に使ってきた結果にほかならず、こうした事態の打開を図るには、1999年の同法改正以前の状態に戻すなど、同法の抜本的改正が必要であることから、政府関係機関に対して同法の抜本的改正を求める意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、1999年当時の労働者派遣法の改正はどのようなものであったかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、港湾運送業務、建設業務、警備業務、製造業務以外の業務を派遣の対象とし、派遣の期間も1年から3年に延長するというものであったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在の労働者派遣法を抜本的に改正してしまうと、雇用の中で混乱が起きることはないかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、今日的な状況から考えると、派遣の対象を製造業にまで拡大したことが労働者の側から見れば非常に厳しい状況になっていると思うが、労働者派遣が全くないということでも

+

経済活動に問題が生じるであろうし、労働者にとってもある意味問題である。その折衷的なところでセーフティネットを構築しながら制度を構築する必要があると思うとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、現在の雇用情勢は日に日に厳しくなっている。このような中で、労働者派遣法の改正は、将来の雇用の安定を図る上で適当であり、本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、「協同労働の協同組合法」法制化を目指す市民会議やまがた代表、森田眞理氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、今の法律では労働者は雇われる人で、雇用労働しか想定されていないが、「協同労働の協同組合法」は、人々が協同し、社会の主人公として社会的に意味のあることに責任を持って行う道を仕事、労働の面でも法的に開こうとするものである。

時代の変化の中で、労働環境は厳しさを増すばかりであるが、この法律は市民による地域振興と就労創出を推進する制度として、各方面から期待が寄せられている。既にG7各国ではその有効性が証明されており、国会でも超党派の国会議員による共同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟の発起人会が開かれ、地方議会においても全国多数の議会において法整備を求める意見書が提出されている。については、貴議会においても政府関係機関に対し、法制定を後押しする意見書を提出していた

だきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、請願の趣旨が抽象的でわかりにくい。従来の法制度の労働と具体的にどう違うのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、これまでの労働は市場主義、競争原理による営利を目的としたものばかりではなかったかと思うが、協同労働の協同組合では、資本を出資し、経営にもかかわる、労働もするという形態であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、生活協同組合とはどう違うのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、生活協同組合は消費生活協同組合法に基づいて設立されているもので、物品の共同購入など消費生活を事業の核として設立されている組合で、組合と従業員との間には雇用関係が発生する。一方、協同労働の協同組合では、事業の内容は定款で独自に決定でき、制約はない。また、生活協同組合と同様に出資をするものの、組合員自身がその組合で働くことを前提にしているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、このような組合が本市にもできた場合、どのようなことが期待できるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、このような組合は、参加する人がどのような仕事をしたいか考えるところからスタートする。多様な活動をする団体が出てくることから、まちづくりにとっても大きな期待ができるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、厳しい社会情勢を踏まえた中で、新しい労働のあり方だと思う。就労の創出、地域社会の活性化への期待も可能であることから、本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し

上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第21、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24、請願第2号「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書提出方請願までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第21、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第36号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第37号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、請願第1号 国に対する労

働者派遣法の抜本的改正を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、請願第2号「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭予算特別委員長登壇)

○町田義昭予算特別委員長 おはようございます。

平成21年第1回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第1号 平成21年度長井市一般会計予算を始め特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の平成21年度予算案12件及び議案第48号 平成20年度長井市一般会計補正予算第6号並びに議案第49号 平成21年度長井市一般会計補正予算第1号の合計14議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。